

## 第1回みよし市障害者福祉センター指定管理者選定審査会次第

日 時 令和6（2024）年7月12日（金）

午前10時から正午まで

場 所 みよし市役所3階 研修室2

1 委嘱状交付

2 市長あいさつ

3 会長及び職務代理者の選任 資料1・2

4 諮問

5 議題

(1) みよし市障害者福祉センターの指定管理者の選定について 資料3・4

(2) みよし市障害者福祉センター指定管理者募集要項（案）について 資料5

(3) 様式集（みよし市障害者福祉センター）（案）について 資料6

(4) みよし市障害者福祉センター指定管理者選定基準（案）について 資料7・8

(5) みよし市障害者福祉センター指定管理者選定スケジュール（案）について 資料9

6 その他

(1) 第2回選定審査会開催日について  
調整の上、決定

(2) みよし市障害者福祉センター視察  
必要に応じて現地視察

## みよし市障害者福祉センター指定管理者選定審査会委員名簿

(順不同、敬称略)

	氏 名	選任基準 (肩書き等)
委 員	佐野 真紀	学識経験を有する者 (愛知教育大学 准教授)
委 員	二村 友佳子	公の施設に関し専門的知識を有する者 (公認会計士)
委 員	岸野 佳江	市民 (みよし市手をつなぐ親の会 会長)
委 員	竹内 鈴彦	市民 (みよし市民生児童委員協議会障がい者福祉部会長)
委 員	岡田 倫和	市長が必要と認める者 (愛知県立三好特別支援学校進路指導主事)
委 員	高木 志郎	市長が必要と認める者 (豊田市立豊田特別支援学校進路指導主事)

オブザーバー	小林 容子	愛知県豊田加茂福祉相談センター 次長
--------	-------	--------------------

## みよし市障害者福祉センター指定管理者選定審査会運営要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、みよし市附属機関の設置に関する条例（平成21年三好町条例第2号）第3条の規定に基づき、みよし市障害者福祉センター指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 指定管理候補者の募集に関すること。
- (2) 指定管理候補者の選定に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

## (組織)

第3条 委員は、みよし市附属機関の設置に関する条例別表に規定する者のうちから市長が委嘱する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から指定管理候補者の選定が完了する日までとする。

- 2 関係機関の役職をもって委嘱された者の任期は、その職にある期間とし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審査会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (事務局)

第7条 審査会の事務局は、福祉部福祉課に置く。

## (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## (1) みよし市障害者福祉センターの指定管理者の選定について

### ア 背景

- (ア) デイサービスセンターは、昭和62（1987）年4月三好町デイサービスセンターとして開設した。
- (イ) 介護保険法が施行された平成12（2000）年以降は、要支援、要介護認定を受けた高齢者のための三好町における数少ない通所介護サービス施設としての役割を担ってきた。
- (ウ) 施設管理、運営は、開設当時からみよし市社会福祉協議会に委託し、平成18（2006）年度の指定管理者制度導入後も継続してみよし市社会福祉協議会に管理、運営を依頼していたが、通所介護サービス施設が充足してきたことから、デイサービスセンターの指定管理は平成31（2019）年3月31日で終了となる。
- (エ) この当時、身体障がい（重症心身障がい含む）者対象の事業所は、市内に2か所（障害者福祉センターを含む。）しかなく、今後も身体障がい者等の活動場所を確保する必要があることから、デイサービスセンターを障害者福祉センターとして使用することが決定。1年間かけて改修工事等を行う。
- (オ) 令和元（2019）年、障害者福祉センター指定管理者選定審査会開催。当時は障害者福祉センターを管理、運営できる法人がみよし市社会福祉協議会しかなく、非公募による募集により令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの指定管理者として選定された。

### イ 今後の対応

障害者福祉センターは、①十分な広さが確保されていること、②送迎車両から利用者の施設への出入りがスムーズに行えること、③特殊浴槽等の入浴設備が利用できることから、障がい者のデイサービス事業を行う施設として最適であり、今後も障がい（特に身体障がい、重度心身障がい）者の活動場所として使用する。

### ウ 選定方法

公の施設管理は、令和5（2023）年に開催した「みよし市公の施設管理方針検討委員会」で、施設の管理方針が決定された。（資料4参照）

障害者福祉センターは、団体事業と施設の設置目的及び市の施策とが密接不可分の関係にある施設として、施設管理方針検討委員会の結果、指定管理者制度により管理、運営を行う。

それを受け、「みよし市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき、公募による指定管理者の候補の選定を当審査会で諮るものである。

### エ 指定管理期間（予定）

令和7（2025）年4月1日から令和12（2030）年3月31日まで（5年間）

## (4) みよし市障害者福祉センター指定管理選定スケジュール (案)

実施時期	事 項	内 容
令和5 (2023) 年 7月	公の施設管理方針検討委員会	施設管理方針を決定 ・指定管理者制度での管理、運営を行う
令和6 (2024) 年 7月12日	指定管理者選定審査会の開催 (第1回)	指定管理者を公募で選定する旨の承認を得る。 募集要綱(案)を指定管理者選定審査会に諮り、承認を得る。
8月、9月	申請受付 (受付期間は30日程度)	資格の証明、事業計画書、管理に係る収支計画書及び団体の経営状況を証明する資料等の添付
9月中～下旬	指定管理者選定審査会の開催 (第2回)	指定管理者の候補者を選定 公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると判断する団体を指定管理者の候補者として選定する。
10月上旬	指定管理者の候補者の答申	指定管理者選定審査会において選定された指定管理者の候補者について、市長に答申する。
12月	指定議案の提案	12月議会で「公の施設の名称」及び「指定管理団体の名称」を議案として提案
	指定の告示及び通知	議決後、指定の告示を行い、指定管理者に指定通知を送付する。市民への周知として広報紙等を通じて周知する。
令和7 (2025) 年 1月	協定書の作成及び締結 (基本協定)	指定期間内の包括的な事項に関する協定書を作成し、指定管理者と協議及び調整の上、締結する。
1月	指定管理者と管理内容についての協議	4月から適正な管理ができるよう指定管理者と事前に協議する。
4月1日	年度協定の締結	各年度の管理料等について定めた協定書を締結する。
	施設管理の開始	